

令和 4 年度

国の施策及び予算に関する提案・要望

令和 3 年 6 月

関東地方知事会

令和3年5月28日に関東地方知事会において、別紙のとおり決議しました。

つきましては、決議事項の趣旨を御理解の上、その実現について御尽力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

令和3年6月

関東地方知事会

会 長	山 梨 県 知 事	長 崎 幸太郎
	東 京 都 知 事	小 池 百合子
	茨 城 県 知 事	大井川 和 彦
	栃 木 県 知 事	福 田 富 一
	群 馬 県 知 事	山 本 一 太
	埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
	千 葉 県 知 事	熊 谷 俊 人
	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	静 岡 県 知 事	川 勝 平 太
	長 野 県 知 事	阿 部 守 一

提 案 ・ 要 望 事 項 一 覧

- 1 地方分権改革の推進について 1
(共同提案)
- 2 高校段階における一人1台端末の整備について 20
(東京都)
- 3 医師確保対策について 22
(茨城県)
- 4 コロナ禍における地域公共交通サービスの確保に向けた支援に
ついて 25
(栃木県)
- 5 地域の木材を使ったZEH及びZEBの推進について 27
(群馬県)
- 6 DV被害者等支援を行う民間団体への援助・支援体制の確保に
ついて 29
(埼玉県)
- 7 高病原性鳥インフルエンザ対策について 31
(千葉県)
- 8 新型コロナウイルスに感染した自宅療養者への医療提供に係る
財政的支援について 33
(神奈川県)
- 9 二拠点居住等の推進に係る環境の整備について 35
(山梨県)
- 10 防災・防疫対策等の推進について 37
(静岡県)
- 11 脱炭素社会の実現に向けた対策の推進について 50
(長野県)
- 12 道路網の整備促進等について 52
(共同提案)

1 地方分権改革の推進について

地方分権改革は、地方自らの判断と責任による自主的・自立的行政運営を促進し、個性豊かで活力のある地域社会を実現するために不可欠である。

また、地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服するため、国を挙げて「地方創生」に取り組む中、地方分権改革はその基盤となるものであり、極めて重要なテーマであることから、着実に推進していくことが必要である。

政府は、これまで、国と地方の協議の場に関する法律や累次の一括法、「提案募集方式」などにより地方分権改革を進めてきた。しかし、国から地方への事務・権限の移譲は地方が求めてきたものの一部しか実現しておらず、義務付け・枠付けの見直しに際しても「従うべき基準」が多用されてきた。また、「提案募集方式」についても実現に至らなかった地方の提案が相当数あるなど、その取組は十分とは言えない。

政府においては、国と地方の役割分担を明確にし、地方の自主性及び自立性を高めるという地方分権改革の原点に立ち、「地方分権改革の総括と展望」において改革の使命とされている「個性を活かし自立した地方をつくる」を実現するために、国から地方への事務・権限の移譲や税源移譲の実現等の更なる改革の具体化に向け、強いリーダーシップの下、迅速かつ全力を挙げて取り組むべきである。

また、我が国の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にある中、持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さが見られる。さらに、地方財政は、臨時財政対策債の累増や社会保障関係費等の増加など、引き続き厳しい状況にあることから、持続可能で安定的な財政運営ができる地方税財政制度を早急に構築することが不可欠である。

したがって、政府は真の地方分権型社会の実現と、それにふさわ

しい地方税財政制度の構築のため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

I 真の地方分権型社会の実現

1 国と地方の役割分担の適正化

現下の新型コロナウイルス感染症や相次ぐ災害への対応、持続可能な社会保障制度の構築や少子化をはじめとする我が国の諸課題の解決に向けて、国と地方は、適切な役割分担の下、協力・連携して取り組む必要性がより一層高まっている。

国と地方の役割分担については、地域の実情に応じた施策を迅速かつ確実に展開できるよう、地方の権限と裁量の拡大を進め、地方の自由度を高めるための不断の見直しが必要である。

特に、新型コロナウイルス感染症対策に関しては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の改正により、国と地方の役割分担や責任の所在をより一層明確にし、都道府県対策本部長である都道府県知事に裁量を付与するとともに、施設の使用停止等の要請・命令や保健所による疫学調査などの実効性を担保する一定の法的措置が講じられたところであるが、改正内容の運用に当たっては、地方の意見も聴いた上で適切に対応すること。

2 事務・権限の移譲

国の役割は外交・安全保障などに特化し、住民に身近な行政はできる限り地方に委ね、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決められるようにするという観点から、これまでに移譲した事務・権限にとどまらず、地方が強く求めてきたハローワークや中小企業支援に係る事務・権限などの移譲についても、地方の意見を十分に踏まえ、積極的に取り組むこと。

特に、地方版ハローワークなどの新たな雇用対策の仕組みについては、財政的支援では特別交付税措置等がされたものの、地方にとっ

て十分とは言えないため、より一層の支援を求める。また、求人情報の提供には一定の改善がなされたものの、求職者の情報には課題があるため、求職者の同意を得られやすい登録方式の導入と情報提供範囲の拡大を併せて進め、地方に対しても国と同等の情報が提供されるよう改善すること。

ハローワークの地方移管については、これで最終決着とせず、新たな雇用対策の仕組みの成果や課題を検証し、全面移管を実現すること。

事務・権限の移譲に当たっては、税財源を一体的に移譲し、新たに担う役割に見合う財源を、全ての地方自治体が確保できるようにすること。なお、税財源の移譲が実現するまでの間は、移譲される事務・権限に係る事業の実施に要する財源総額を、法律に基づく交付金により確実に措置すること。

また、人員の移管を伴う場合には、地方が必要とする人材の確保が可能となるよう、主体的に選考できる仕組みなどについて、地方と十分に協議を行うこと。

3 義務付け・枠付け等の見直し

地方自治体の自由度を拡大し、地方の創意工夫を活かした住民本位の施策を推進できるようにするため、地方の裁量を許さない「従うべき基準」は真に必要なものに限定し、新たな設定は原則行わないこと。

既に設定された「従うべき基準」については、三次にわたる一括法の附則の規定を踏まえ、廃止又は参酌すべき基準とするよう速やかに見直すこと。

また、今後の新たな義務付け・枠付けを必要最小限にするため、国会に常設の委員会として「地方分権推進委員会」あるいは調査会等を設け、国会に提出される地方分権にかかわる議案については、そうした委員会等が必ず調査・審議するなど、立法プロセスに地方

自治体が適切に関与し、国会において地方の意見を確実に反映させる仕組みを確立すること。

加えて、近年、法令上は努力義務規定や任意規定であるものの、国庫補助金等の交付や地方債発行等の要件となっていて、事実上策定せざるを得ない計画が増えていることから、地方自治体が既に策定している各種計画に当該法令の趣旨に沿う記載があれば新たな計画策定を不要とするなど、地方の自主的政策判断を尊重すること。

4 「提案募集方式」による改革の推進

政府は昨年の「提案募集方式」について、地方からの提案のうち、実現・対応するものが9割以上であるとしている。

しかし、実現・対応となった提案の中には、「検討」とされたものや提案どおりの対応になっていないものも含まれている。

また、令和2年の「提案募集方式」においては、全国から寄せられた提案総数259件のうち、約2割が「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として、各検討区分に整理する時点で検討対象外等として扱われている。その中には、直近の社会情勢を踏まえた提案であっても過去と同内容の提案であり新たな支障が認められないとされてしまうものや、将来予想される支障を防止するための提案について現時点における具体的な支障事例を求められるものがある。加えて、本来の提案の趣旨が税制改正を求めるものではなかったにも関わらず、要項上「国・地方の税財源配分や税制改正」に関することが提案の対象外であることを理由として、提案自体が認められないケースもあった。

については、提案募集に当たっては、制度導入の趣旨を踏まえ、地方の支障の根本的な解決を図り、より一層の成果が得られるよう検討すること。

併せて、過去に実現できなかった提案のうち、地方から再提案があったものについては、改めてその実現に向けて積極的に取り組む

こと。加えて、地方がより活用しやすい制度となるよう、一律に具体的な支障事例を求めないことや、税財源に関することも提案の対象とすることなど、地方の意見を取り入れ、制度の見直しを行うこと。

検討の結果、提案内容を実現できなかった場合は、提案主体の納得が得られるよう、地方に委ねることによる支障など国が立証・説明責任を果たすこと。

これまでの対応方針に掲載された事項については、全ての進捗状況を適宜確認し、地方と情報共有を図るとともに、「検討」するとされている提案についても政府全体として適切な進行管理及びフォローアップを行うこと。併せて、提案どおりの対応になっていないものについては、支障の解消につながっているのか提案団体の意見を踏まえた検証をしていくこと。

第11次地方分権一括法により措置される事項等については、地方が条例制定等の必要な対応を支障なく行えるよう、速やかに政省令を整備すること。

なお、提案募集方式に基づく取組とともに、国自らも、地方の意見を踏まえ、国と地方の役割分担を適正化する観点から、大幅な事務・権限の移譲及び規制緩和に取り組むこと。

5 国による規制改革の推進

地方創生の取組を具現化し、力強い潮流をつくっていくために、地方分権改革の推進と併せて、地域の実情を考慮した規制改革を進めること。

この場合において、規制改革実施計画の着実な実施を図ることはもちろん、規制改革ホットラインに寄せられた要望の実現に向け積極的に検討するとともに、「地方創生特区」を含む国家戦略特区や構造改革特区において、地方からの提案を最大限実現する方向で取り組むなど、大胆な規制改革を講ずること。

また、国家戦略特区の成果の全国展開を着実に推進するとともに、全国的に要望の多い規制改革事項については、特区に限ることなく直ちに全国的な規制改革を実施すること。

なお、国が検討を進めている地方における規制改革については、「地方公共団体のデジタル化」等を措置することとしているが、こうした取組を進めるに当たっては、これまで着々と進められてきた地方分権改革の成果を否定することのないよう、議論を行うこと。

6 「国と地方の協議の場」の実効性確保

現在、地域医療の確保や新型コロナウイルス感染症対策においては、国と地方で重ねて協議・意見交換を行っているが、こうした国・地方に共通する様々な議題に関しては、互いに協力して政策課題に対応していくことが重要である。

このように、国と地方の協議に当たっては、真に国と地方が対等・協力の関係の下、協議の対象を幅広く捉え、国は自ら、政策の企画・立案段階から積極的に地方と協議し、地方の意見を十分に反映させること。

特に、地方の行財政の運営に影響の大きい施策については、地方自治法に定められている事前情報提供制度等の趣旨を十分に踏まえ、地方への迅速な情報提供を行うとともに、早期に地方と協議を行うこと。

併せて、議員立法については、地方への事前情報提供制度がないことから、両院の法制局で起草される段階で地方側に情報提供し、地方から意見を提出できる仕組みを設けること。

また、協議に際しては、事前の検討期間を十分設けるほか、全てを本会議で協議するのではなく、「地方税財政分科会（仮称）」や「社会保障分科会（仮称）」など分野別の分科会を設置するなど、実効性のあるものとし、形式的な運用は断じて行わないこと。

7 地方自治法の抜本改正

現行の地方自治法をはじめとする地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまで規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見を十分に踏まえ、早急に地方自治法の抜本改正などを行うこと。

II 真の地方分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築

1 新型コロナウイルス感染症を踏まえた地方の安定的な財政運営に向けた支援

2021年度（令和3年度）以降においても、新型コロナウイルス感染症の影響による経済の著しい悪化やそれに伴う地方の税財源の大幅な減少が懸念される中、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた緊急事態措置・まん延防止等重点措置や経済活動の自粛により大きな打撃を受けている地域経済の活性化・雇用対策を実施する必要がある。よって、このような税収の減少や行政需要の増を地方財政計画に的確に反映し、既定の加算とは別枠での地方交付税の増額や、臨時交付金制度の継続、もしくはこれを引き継ぐ新たな交付金制度の創設などにより、全ての地方自治体に対して確実かつ十分な支援を行うこと。

なお、今後、営業時間短縮要請に伴う協力金等については、地方公共団体が、臨時交付金の地方単独事業分を他の中小企業の感染症対策や経済の回復に向けた支援等での財源として活用できるよう、臨時交付金の地方単独事業とは別に、実質的に全額国費で負担すること。新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき地方が実施する事業についても、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を柔軟に活用できるようにするなど、全額国費で負担すること。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで景気に

対して安定的とされてきた税目にも、想定を超える大きな減収が生じることが懸念され、特に、都道府県税の約3割を占める基幹税である地方消費税の減収は、地方財政の安定的な運営に大きな支障を生じさせることが見込まれるため、今回の新型コロナウイルス感染症による景気への影響が生じている間は、令和3年度以降も減収補てん債の対象に地方消費税を始めとした税目を追加するなど、対策を講じること。

2 分権型社会にふさわしい税財源の充実強化のための抜本的改革

現状では、地方と国の歳出比率が6対4であるのに対し、税源配分は4対6であり、仕事に見合う税源が地方に配分されていないことから、地方が担うべき事務と権限に見合った地方税財源の充実強化を図る必要がある。

地方が真に自立した安定的な財政運営を可能とするため、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図りつつ、国から地方への税源移譲を速やかに進めるなど、地方が自由に使える財源の拡充につながる地方税財政制度の抜本的改革を行うこと。

なお、地方税財源の充実が図られるまでの間にあっても、全ての地方自治体の財政運営に支障が生じないように、地方一般財源総額を安定的に確保すること。

3 地方創生に必要な財源の確保

地方創生は、地域が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服することを目的としているが、人口減少は構造的な課題であり、解決には長期間を要することから、地域の実情に応じて息の長い取組を実施していくことが必要不可欠である。政府は、令和2年12月に第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改訂し、時代の変化を捉えた新しい地方創生の実現に向けた今後の政策の方向性を示しており、地方創生のさらなる深化に向け、地域の実情を踏まえた地方

自治体の主体的な取組に対する支援を拡充・継続すること。

令和3年度地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」は引き続き1兆円が確保され、「地方創生推進交付金」も前年度同額の1,000億円が確保されたところである。もとより地方創生の目的は、地域特性に応じた主体的かつ多様な事業展開を通じて地域の活力を高めていくものであり、地方自治体の創意工夫が最大限発揮されるよう、今後も交付金の運用の自由度をさらに高め、使い勝手のよいものに改善すること。

また、地方創生推進交付金については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮し、実施計画の1年延長、事業年度間の事業内容・事業費の変更など、地方創生推進交付金事業の運用について引き続き、柔軟かつ弾力的に対応すること。

なお、地方創生拠点整備交付金については、令和2年度第3次補正予算で500億円が確保され、令和3年度当初予算で、複数年度にわたる施設整備事業の円滑化を図るため、前年度より20億円増額し、50億円が確保された。しかし、当初予算分については予算額が少なく、活用の要件も厳しいことから、引き続き金額の増額や要件緩和など、更なる弾力的な取扱いを行うこと。加えて、地方の施設整備事業の需要に対し、円滑かつ安定的に応えるため、引き続き要件の緩和など地方の実情を踏まえた更なる弾力的な取扱いを行うこと。

さらに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、令和2年度第3次補正予算で1.5兆円増額され、令和3年度の予備費の活用により新たな事業者支援分として5,000億円が措置された。今後も感染拡大に歯止めをかけるべく地方自治体が迅速に効果的な施策を講じられるよう、予備費の更なる活用も含め、必要に応じて機動的に措置するなど地方交付税の交付団体・不交付団体にかかわらず、事業所数や感染者数など地域の実情に応じた感染症対策に係る財政需要を十分に反映した上で、全ての地方自治体が必要とする額を国において確保すること。その上で、基金への積

立て要件の弾力化や事業期間の延長、繰越手続きの簡略化、支払手続きの迅速化、実施計画の柔軟な変更を認めるなど、柔軟で弾力的な運用を図ること。

令和2年度地方財政計画においては、新たに「地域社会再生事業費」が創設され、都道府県が実施する技術職員の充実等（市町村支援・中長期派遣体制の強化）に係る地方財政措置等が講じられることとされたが、今後の具体的な運用に当たっては、地方の意見を十分に反映させること。

特に、関東地方知事会構成都県の多くでは、生産年齢人口の減少や高齢化の進展等を背景に人材不足の一層の深刻化が予想されることから、各地方自治体の人づくりの取組に対し、国としても十分な支援を講ずること。

また、令和3年度地方財政計画において創設された「地域デジタル社会推進費」について、地方においてデジタル化の推進が着実に進めるよう、事業期間の延長等、必要な措置を講じていくこと。

4 社会保障関係費に係る安定財源の確保等

少子高齢化の更なる進行に伴い、社会保障関係費は今後も増大することが見込まれる中、令和元年10月に消費税率の10%への引上げが行われたが、増収分は全て社会保障の充実・安定化に向けるという原則をはじめ、地方が社会保障分野において担っている役割や、地方単独事業の重要性を十分に踏まえた上で、地方への安定した財源配分を確実に行うこと。

特に、幼児教育及び高等教育の無償化に係る令和2年度以降の地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保することとしているが、一般財源総額の同水準ルールの外枠で歳出に全額計上し、必要な財源を確実に確保すること。

また、私立高等学校の授業料の実質無償化については、引き続き国の責任において財源を確実に確保するとともに、授業料が全国平

均を上回る団体において、地方に超過負担が発生していることから、これを解消するための財政措置を講ずること。

加えて、東日本大震災を起因とした経済的理由により、授業料の納付が困難等の事情を抱える被災児童生徒等に対する就学支援については、「第2期復興・創生期間」においても、引き続き国の責任において十分な財源を確保すること。

なお、軽減税率制度の導入によって生じる減収分については、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう、代替税財源を確実に措置すること。

「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づく改革を推進するに当たっては、今後の大幅な人口減少と少子高齢化を見据え、国民の負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現できるよう、社会保障の機能の充実、給付の重点化、制度運営の効率化に向けた検討を引き続き進めるとともに、「国と地方の協議の場」等において地方と真摯な議論を行うなど、制度設計に当たっては、企画立案段階から地方の意見を十分に反映させること。

特に、国民健康保険制度については、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となったが、制度の安定的な運営や国民の保険料負担の平準化に向けて、引き続き地方と協議しながら国定率負担の引上げ等様々な財政支援の方策を講じ、今後の医療費増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図ること。その際には、新たな地方負担を前提とせず、あくまで国の責任において、全ての地方自治体に対して財源を確保すること。

また、子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置の導入については、対象が未就学児までに限定されているが、医療保険制度間の公平や子育て支援の観点から、軽減対象年齢の更なる拡大を図ること。その際には、新たな地方負担を生じさせないこと。

なお、将来にわたり持続可能な国民健康保険制度の確立と医療保

険制度間の公平に向けた国の負担の在り方について引き続き地方と協議を行うとともに、平成27年1月13日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援については、今後も国の責任において確実にを行うこと。

さらに、医療費適正化への取組を踏まえた国民健康保険の普通調整交付金の配分方法等の見直しに当たっては、所得調整機能を維持することを基本とするとともに、制度の円滑な運営に配慮し、地方の実情を十分に把握した上で検討を進めること。

その上で、全ての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的な道筋を提示すること。

加えて、令和2年度に実施した「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等の財政支援」について、令和3年度も引き続き全額、国による財政支援を継続すること。

5 自動車関係諸税の見直しに伴う代替税財源の確保

令和3年度与党税制改正大綱においては、「自動車関係諸税について、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものとするとともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。」とされている。

自動車関係諸税の見直しに当たっては、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となること、自動車取得税の廃止に伴う減収分について十分な代替財源が確保されていない

こと等を考慮し、地方の安定的な税財源を確保し、地方財政に影響を与えることのないよう十分な配慮を行うこと。

6 地球温暖化対策のための税制の円滑な運用に向けた取組

令和元年度税制改正において、森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、令和2年度税制改正では、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、森林環境譲与税の譲与額を前倒しで増額することとされたが、事業の実施及び税の徴収にあたり、その趣旨や目的について広く国民の理解が得られるよう、より一層の丁寧な説明に努めること。

また、都道府県が独自に課税している森林環境税等への影響が生じないように適切に調整すること。

さらに、市町村が主体となった森林整備等が円滑に進むよう、林野庁を中心に必要な助言や十分な説明を行うなど、制度の円滑な運用に向けた取組を進めること。その際には、森林管理の主体となる市町村等の意見に十分配慮すること。

なお、森林環境譲与税については、創設目的や法定された用途を踏まえて、配分することが必要であることから、その具体的な使い道の把握に努めること。

7 地方法人課税の堅持

地方法人課税は、法人が事業活動を通じて地方自治体から享受する様々な行政サービスに対して応分の負担をするという大原則に基づくものであり、地方自治体の重要な自主財源であることから縮減は行わないこと。

なお、令和元年10月に、法人事業税の暫定措置が廃止され、法人住民税法人税割の更なる地方交付税原資化が行われた。さらに、地方法人課税における税源の偏在を是正する措置として、地域間の財政力格差拡大、経済社会構造の変化等に対応し、都市と地方が支え

合い、共に持続可能な形で発展していくため、法人事業税の一部が分離され、特別法人事業税・特別法人事業譲与税制度が恒久的措置として創設された。

本来、地方の自主財源を縮小させる地方税の国税化は、地方の自立と活性化を目指す地方分権に逆行するものであり、税収格差の是正は、地方税財源の拡充と財源調整機能を十分に発揮できるだけの交付税総額を確保することにより行うべきである。

そのため、地方法人課税の今後の在り方について引き続き議論し、地方分権改革に資する制度とすること。

8 法人実効税率の見直しに伴う代替財源の確保等

平成28年度税制改正においては、法人実効税率の引下げに当たり、法人事業税の外形標準課税の拡大等による課税ベースの拡大を行うことで財源を確保することとされたが、今後も更なる税率の引下げを行う場合には、恒久減税には恒久財源を用意するという原則に則り、地方税による代替財源を確実に確保し、地方交付税原資の減収分も含め、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないようにすること。

法人税改革を継続する中で、外形標準課税の適用対象法人の在り方等について検討を行う場合には、地域経済への影響も踏まえて、引き続き、中小法人への負担に配慮し慎重に検討すること。

また、分割基準の在り方について検討する場合には、社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点を踏まえるとともに、法人の納税事務負担の軽減・簡素化を考慮した上で、より客観性のある指標とすることを基本とし財政調整を目的とした見直しは行わないこと。

さらに、法人実効税率の引下げに関連し、地方自治体が自らの課税自主権に基づき実施している超過課税については、地方自治体の

判断を尊重すること。

9 法人事業税における収入金額課税の堅持

令和2年度与党税制改正大綱においては、電気供給業に係る法人事業税の課税方式の見直しを行うとともに、「電気供給業を含め収入金額による外形標準課税については、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、その課税のあり方について、今後も引き続き検討する。」とされた。

また、令和3年度与党税制改正大綱においては、ガス供給業に係る法人事業税の収入金額課税制度について、「小売全面自由化され2022年に導管部門が法的分離するガス供給業における他のエネルギーとの競合や新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する」こととされ、収入金額課税制度の見直しが引き続き今後の検討事項に位置づけられている。

収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化に大きく貢献していること、電気供給業やガス供給業の事業者は、原子力発電所をはじめとする大規模発電施設を有するなど、多大な行政サービスを受益していること、電気供給業、ガス供給業ともに、小売全面自由化後においても競争圧力が十分に存在するとは認められないこと等を踏まえ、同制度を堅持すること。

10 ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税については、令和3年度税制改正において、地方の意見を踏まえ、現行制度が堅持された。

ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、

地滑り対策等の災害防止対策など、所在都道府県及び市町村が行う特有の行政需要に対応しており、その税収の3割はゴルフ場所在の都道府県の貴重な財源となっているとともに、その税収の7割は所在市町村に交付金として交付され、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとって貴重な財源となっていることから、厳しい地方自治体の財政状況等を踏まえ、引き続き現行制度を堅持すること。

11 課税自主権の拡大

地方自治体の最も基幹的な自主財源である地方税に係る課税自主権の発揮については、制度的には法定外税や超過課税等が認められているものの、実際の適用には高いハードルがある。

神奈川県臨時特例企業税条例を違法、無効とした平成25年3月の最高裁判決は、そのことを明確に示したものである。この判決の補足意見では、地方自治体が法定外税を創設することの困難性が示され、「国政レベルにおける立法推進に努めるほかない」と指摘されたところである。

こうした指摘も踏まえ、真の地方分権型社会の実現に向けて、地方の課税自主権の拡大を制度的に保障するため、関係法令の抜本の見直しの検討を進めること。

12 地方交付税の充実及び臨時財政対策債の廃止

地方交付税については、地方固有の財源であることを明確にし、国による義務付けや政策誘導は排除すること。

地方が責任を持って地域経済の活性化等の施策を実施するには、基盤となる財源の確保が必要であるが、相次ぐ災害への対応や防災力の強化、地方創生の推進、高齢化への対応や子ども子育て支援の充実、児童虐待防止対策などの行政需要の増加が引き続き見込まれている。加えて、新しい生活様式に対応するため、行政のデジタル化に向けた取組を加速させているが、必要なシステムの導入費用や

ランニングコスト、端末におけるセキュリティ対策の負担などが課題となっている。このような地方における行財政需要の増加や税収の動向を的確に把握し、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保・充実するとともに、地方財政計画に地方の行政需要を的確に積み上げ、地方交付税本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、地方交付税総額を充実すること。

なお、歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるものを基準財政需要額の算定に反映する取組については、国による政策誘導とならないよう、引き続き、条件不利地等、地域の実情に配慮し、交付税の財源保障機能が確保されるようにすること。

令和3年度地方財政計画では、地方の一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで実質前年度を0.2兆円上回る62.0兆円を確保した。また、地方交付税を近年の最高額である平成24年度と同水準の17.4兆円確保するとともに、臨時財政対策債を可能な限り抑制した。

しかし、臨時財政対策債については、特例的な措置であるにも関わらず、依然として継続され、全体としての地方の財源不足は解消されていないことから、税源移譲や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な対策を講じ、速やかに廃止すること。

また、廃止までの間には、臨時財政対策債発行可能額の算定においては、過度な傾斜配分にならないようにするとともに、廃止までの工程を明らかにすること。

なお、臨時財政対策債の既往の元利償還金については、その償還額が累増していることを踏まえ、償還財源を確実に別枠として確保すること。

13 国庫補助負担金の見直し

地方の自由裁量を拡大し、国からの依存財源ではなく自主財源である地方税への税源移譲を進めることが重要であることから、国と

地方の役割を見直した上で、国の関与をなくすべき事務に係る国庫補助負担金については、原則として廃止し、権限の移譲と併せて、地方税財源の拡充に向けた本質的な議論を行うこと。無論、国の負担を地方に付け替えるような一方的な見直しは厳に慎むこと。

なお、各府省の交付金等についても、税源移譲されるまでの間は、地方の自由度拡大や事務手続の簡素化などによる一層の運用改善等を図るとともに、地域経済に悪影響を与えることのないよう、事業の着実な実施のために必要な予算を継続的に確保すること。

さらに、国庫支出金のパフォーマンス指標の設定等の検討に当たっては、地方の意見を十分に踏まえること。また、国庫負担金については、法令に基づいて地方自治体が実施しなければならない事務であって、国が義務的に支出する経費であることから、引き続き、指標の対象から除くこと。

また、国が都道府県を介さずに民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものであることから、「空飛ぶ補助金」のうち中小企業支援やまちづくり、里地里山整備等の地域振興に資するものは、都道府県へ権限・財源を移譲するなど、地方自治体を実施する事業との連携を図り効果を最大限に発揮できる制度とすること。

14 直轄事業負担金制度の改革

直轄事業負担金制度は、直轄事業が全国的視野の下に国家的政策として実施されながら、地方自治体に対して個別に財政負担を課すものであることから、国と地方の役割分担等の見直しや地方への一体的な権限・財源の移譲に取り組む中で、必要な改革を速やかにかつ確実に進めること。

また、その際には、社会資本整備の着実な実施に配慮した新たな

仕組みづくりに向けて、「国と地方の協議の場」等を通じて、地方と十分に協議をすること。

2 高校段階における一人1台端末の整備について

Society5.0時代の到来とともに社会の在り方が変わり、さらに新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、一層先行き不透明で予測困難な時代となっている。こうした中、これからの時代を生きる子供たちは、一人ひとりが自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を伸ばしていく必要がある。

そのためには、児童・生徒一人1台端末や高速大容量通信ネットワーク等のICTを有効に活用し、個々の学習状況の見える化やオンラインによる教育機会の確保などを通じて、基礎学力の確実な習得を行うとともに、多様な子供たち一人ひとりの能力、適性等に応じた学びを提供していくことが重要である。

このような中、国は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、義務教育段階における児童・生徒一人1台端末等を整備する「GIGAスクール構想」を前倒し、令和2年度中に整備を行うこととした。さらに、義務教育段階において一人1台環境で学んだ児童・生徒が進学後も切れ目なく同様の環境で学べるよう、高校段階における端末の整備について所要の補助を行う経費が令和2年度第三次補正予算として措置された。

しかし、補正予算では、低所得世帯に限定して補助することとしており、補助上限額も義務教育段階と同額となっている。また、補助の対象となる端末は、学校設置者が整備した端末のみとされているが、一人ひとりの進路実現に資するためには、家庭への持ち帰りや必要なアプリのインストールなど、校内外で自在に活用していくことが求められる。

そのため、端末管理上一定の制約を設けざるを得ない設置者による整備手法だけでなく保護者負担で整備する場合にも活用可能な制度にする必要がある。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 高校段階の学びにふさわしい仕様の端末を整備できるよう、補助単価の上限を増額するとともに、保護者負担で整備する場合にも活用可能な柔軟な制度とすること。
- 2 あらゆる生徒の学びを充実できるよう、低所得層のみを対象とするのではなく、全ての生徒を対象とすること。

3 医師確保対策について

医療法及び医師法により、都道府県には、医師確保計画の策定が義務付けられているほか、臨床研修病院の指定や研修医定員の決定の権限が付与されるなど、地域の実情を踏まえた医師の偏在対策に主体的に取り組むこととされている。

国は、医師需給推計により 2029 年頃に医師総数は均衡するとしているが、その前提としている現在の医師養成数の水準について検証する必要があるとともに、医師の働き方改革や女性医師数の増加、さらには医療の専門化及び高度化等、医師の勤務環境については先行きが不透明な状況にあることから、医師需給推計については、これらの状況をよく反映させた条件設定の下で再度検証を行っていく必要がある。

仮に、全国的な医師総数が充足したとしても、医師の勤務地・診療科の選択と地域医療の確保との調和を図るという構造的な問題の解決や、現場の実態を踏まえた医師確保が行われなければ、地域間の偏在や診療科間の偏在の解消などの医師不足の問題の解決には繋がらない。

また、今般の新型コロナウイルス感染症など、新たな感染症によるパンデミックが発生した場合に、人口が多く急激な感染拡大のおそれがある都市部や深刻な医師不足の状況にある地方においても医療現場を崩壊させることなく適切な医療を提供できるよう、医療従事者を養成・確保する必要がある。

については、医師不足の問題を解消し、全ての住民が安心・安全な医療を受けられる体制の構築に向け、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 医師需給推計については、算定方法や基礎数値を明らかにす

るとともに、医師の勤務環境等の状況の変化に加え、新たな感染症が発生した場合に適切な医療が提供できる体制整備についても考慮した上で、再度検証を行うこと。その上で、医師確保にあたっては、単に地域間の医師の奪い合いとならないよう、医師数全体の底上げを図ることとし、大学が医師不足地域に必要な医師を育成・派遣する役割を果たすことができるよう、臨時定員を含む医学部定員を確保すること。

また、医師不足が顕著な地域や医学部定員が少ない地域における医学部新設や既設医学部の定員に係る規制を緩和し、地域の実情を踏まえた医師確保対策を充実させること。

なお、医学部新設にあたっては、医師偏在を助長することがないように、設置者に対し適切な指導を行うこと。

2 地域及び診療科の医師偏在解消に向け、医師が少ない地域や過重な負担がかかる地域の拠点病院の勤務医のほか、政策的ニーズの高い又は高度な医療技術を必要とする医療分野に対する診療報酬（ドクターフィーの導入など）を含めたインセンティブの設定や、将来の医療需要を踏まえ、各都道府県の診療科毎の定員を設定するほか、臨床研修医及び専攻医の定員設定を実効的なものとするなど、国が医師偏在対策を主体的に検討するとともに、地域医療介護総合確保基金の充実など、都道府県が地域の実情に応じた柔軟な医師確保対策を行えるよう、国が責任を持って対策を講ずること。

3 専門医制度において、都道府県の同意を得ずに地域枠を離脱した者については、原則、一般社団法人日本専門医機構は、専門医の認定を行わないこと、認定する場合も都道府県の上乗せを得ることとされたが、実効性のあるものとするためにも、都道

府県が法的な責任を負わされることのないよう、国が専門医の認定要件として地域枠の従事義務の履行を明確に位置付けるなど、責任を持って整備すること。

また、地域枠の離脱の動機が生じないようにするためにも、医師の確保を特に図るべき区域等での勤務と医師としてのキャリア形成の両立支援に向けた都道府県の取組について、国の支援を拡充すること。

4 専門医養成募集定員のシーリングや臨床研修制度の見直し等の地方への影響が大きい制度改正については、制度の本来の目的を踏まえつつ、地域や診療科の偏在の是正にも資するよう、事前に都道府県の意見を聞くとともに、迅速かつ継続的な見直しを行うこと。

5 新たな感染症が発生した場合に適切な医療が提供できる体制を整備するため、都道府県が地域の実情に応じた感染症対策に必要な医師の確保を行えるよう、国が、感染症が拡大する地域等に対し、地方と連携しながら、専門職を派遣し、現場を支援する体制（感染症版DMATや医療版TEC-FORCE等）を拡充すること。

併せて、感染症対策の検討や医学的知見の蓄積などにおいて中心的な役割を担う機関の設置といった都道府県独自の取り組みを進められるよう、必要な体制整備への支援についても十分配慮すること。

4 コロナ禍における地域公共交通サービスの確保に向けた支援について

第三セクター鉄道を含む地域鉄道やバス、タクシー等の地域の公共交通事業者は、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が著しく減少している中においても、日常生活の安定及び社会経済活動の維持のために運行を継続しているが、運輸収入の激減に伴い、極めて深刻な経営状況に陥っている。

さらに、テレワークの定着等により今後の移動需要の回復が見通せない中、感染症防止対策の徹底や新しい生活様式への転換などについても、果敢に取り組んでいく必要がある。

については、地域の公共交通事業者が今後も感染拡大防止を図りつつ、継続的に住民の日常生活における移動手段を維持確保し、地域経済の発展・成長を支えていけるよう、次の事項について特段の措置を早急に講じられたい。

- 1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、令和3年度以降も引き続き十分な財源を確保するとともに、公共交通事業者の運行継続等に資する支援に特化した新たな交付金制度を創設すること。
- 2 第三セクター鉄道を含む地域鉄道事業者に対する安全輸送設備等整備への支援や地方負担に係る地方財政措置について拡充を図るとともに、経営支援に資する新たな財政支援制度の創設を早急に講じること。
- 3 バス・タクシー事業者に対し、生活交通の確保・充実に向けた支援制度の拡充や財政支援を講じること。また、地域住民の

日常生活を支える市町村のコミュニティバスやデマンド交通に対する支援の拡充を早急に講じること。

- 4 持続可能な公共交通サービスの確保に向けて、地域公共交通活性化法の改正に伴い、地域公共交通計画等の策定に対する支援や計画と連動するバスの運行に対する補助について、十分な財源を確保するとともに、新たに創設された各種事業の円滑な実施に向けて、手続きの迅速化、簡素化を図ること。

5 地域の木材を使ったZEH及びZEBの推進について

2050年カーボンニュートラルを実現するためには、温室効果ガス排出量の約30%を占める家庭部門と業務部門において、一層の省エネ・創エネを推進する必要がある。

令和3年4月改正後の「建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律」（以下「建築物省エネ法」という。）では、延べ面積300㎡未満の非住宅建築物及び全ての住宅には、省エネ基準適合の義務がない。

その上、断熱・遮熱性能（外皮性能）に係る基準については、全ての建築物について適合が義務付けられていない。

また、住宅などの建築物においては、省エネ・創エネによって消費する年間のエネルギー収支がゼロのZEH、ZEBの推進が重要である。

さらに、建築物の構造材や内装材に地域の木材を利用することで、二酸化炭素の固定や輸送時等のエネルギー消費も削減できる。それに加え、木材の地産地消を通じて、新たな事業や雇用を生み出し、資源と資金が循環する「地域の木材による自立分散型社会」の実現にもつながる。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 建築物省エネ法における省エネ基準適合義務の対象を全ての建築物に直ちに拡大すること。また、外皮性能についても、全ての建築物を対象に基準を設け、直ちに義務化すること。特に、住宅については、再生可能エネルギーの導入を要件としたZEHの基準への適合を直ちに義務化すること。

- 2 ZEH、ZEB化を誘導するため、新築、既存に関わらず、税制優遇措置を講じること。
- 3 ZEH、ZEBの普及のために、新築、既存に関わらず、関係省庁の補助金を組み合わせて活用できるよう制度を検討すること。
- 4 構造材や内装材に地域の木材を使ったZEH、ZEBを推進する都道府県の取組に対する支援制度を創設すること。

6 DV被害者等支援を行う民間団体への援助・支援体制の確保について

各地方公共団体においては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、並びに売春防止法に基づき、DV被害者等からの相談対応や一時保護、一時保護後の自立支援等、DV被害者等の支援・保護に取り組んでいるところである。

一方、新型コロナウイルス感染症の拡大によるDVの増加、深刻化の懸念はもとより、児童虐待対応との連携強化、継続的な自立支援など、地域でDV被害者等の事情に応じ、柔軟な支援を実施している民間シェルター・ステップハウス（以下、民間シェルター等）の役割が非常に重要であり、地方公共団体の被害者支援において、民間シェルター等の運営団体（以下、民間団体）との連携は不可欠となっている。

しかし、国庫補助事業である「DV被害者等自立生活援助事業」では、民間シェルター等の施設を維持するために必要な経費（建物の賃借料や改修・修繕費用、光熱水費等）が補助の対象となっておらず、財政基盤が弱い民間団体は施設の運営に課題を抱えている。

さらに、スタッフの高齢化や人材不足の課題もあり、民間団体への財政的援助や支援体制の確保が必要である。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 地方公共団体による民間団体への委託事業及び補助制度を通じて民間団体の財政支援を強化するため、「児童虐待・DV対策等総合支援事業」のうち、「DV被害者等自立生活援助事業」について、対象拡大及び補助率の拡充を図ること。

2 民間団体の人材不足対策として、地方公共団体が実施する民間団体スタッフ育成のための事業に対し、財政支援措置を講ずること。

7 高病原性鳥インフルエンザ対策について

令和2年度は、全国的に高病原性鳥インフルエンザが猛威を振るい、千葉県でも、採卵鶏等約 458 万羽を殺処分するなど、これまでで最大の被害となった。特に、最新の設備・技術を導入した大規模農場で立て続けに発生した。

この対応にあたっては、防疫作業が都道府県の法定受託事務であり、国の防疫指針で都道府県が主となり取組むよう示されているため、千葉県職員を最大限動員して対応したが、大規模農場での発生や、複数農場で連続的に発生したため、自衛隊や他の都道府県など多数の機関からの応援を得て、必要な人員を確保したところである。しかし、国・都道府県・市町村等の役割分担が不明確であることから、一体的な連携に支障をきたした。また、防疫資材についても、大規模・連続的な発生により備蓄している量では不足し、迅速に不足分を補う仕組みがないことから、防疫活動に遅れが生じた。

今後も、想定を超える規模の高病原性鳥インフルエンザが同時多発的に毎年発生する恐れがあることから、発生原因を踏まえた的確な予防対策の実施や、発生時の迅速な防疫措置の実施のため、下記事項を要望する。

- 1 最新の設備・技術を導入したウィンドレス畜舎においても家畜伝染病が発生する原因と感染経路の究明を国主導で早急に行うこと。
- 2 大規模農場において全ての鶏の殺処分を行う場合には、多大な労力を要するほか、施設の全面的な経営再開にも長期間を要するため、高病原性鳥インフルエンザ発生時において、施設や飼養管理状況を勘案し、殺処分の対象範囲を限定することについて検討すること。

- 3 殺処分などの防疫措置の実施に係る役割については、国の防疫指針で都道府県が主となり取組むよう示されているが、大規模農場での発生時に迅速に防疫活動を行うためには、応援体制の構築が必要である。このため、国・都道府県・市町村・養鶏業団体等の役割分担及び責務の範囲を明確にすること。
- 4 家畜伝染病が広域的、または大規模で発生した場合、調達が困難になる防疫資材（炭酸ガス・ペール）を都道府県が円滑に調達できるよう、国において、業界団体の窓口の一本化など円滑な資材調達の仕組みを構築すること。
- 5 防疫措置に必要な人員を迅速に確保できるよう、国において委託可能な民間業者のリストアップを行い、各都道府県において民間業者の広域的な活用が可能となる体制を確立すること。
- 6 防疫措置に係る県・市町村職員の時間外勤務手当等について、財政支援を拡充すること。
- 7 高病原性鳥インフルエンザの発生時においては、移動・搬出制限により、種鶏場からヒナなどの供給が止まった養鶏農家、また鶏卵の流通に携わる業者等の関連事業者にも、多額の損失が生じるため、これらの者に対する経営継続に向けた財政支援の充実を図ること。

8 新型コロナウイルスに感染した自宅療養者への医療提供に係る財政的支援について

新型コロナウイルスに感染した自宅療養者のうち、悪化リスクのある患者や悪化が疑われる患者については、症状が急変する可能性があり、早期の医療介入が必要であることから、地域の医師会や訪問看護ステーション等が連携した地域療養体制の整備が急務である。

今後、地域療養体制の整備を着実に進めていくためには、往診する医師への診療報酬や、急変する可能性のある患者に対する日々の健康観察を行う看護師への手当について、現状の緊急包括支援交付金の拡充等による臨時的な対応ではなく、診療報酬制度にしっかりと位置づけるなど、持続可能な制度として構築していく必要がある。

そこで、自宅療養者を医療の視点から診る体制が地域で確実に整備されていくよう、国において次の措置を講ずることを求める。

- 1 現在、保険医療機関において認められている、自宅療養者に対するオンライン診療及び訪問診療に係る「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い」については、当面維持するとともに、安全性・信頼性を十分確保した上で、恒久化に向けた検討を進めること。
- 2 必要な感染予防策を講じた上で往診等を実施する場合には、現在、臨時的に外来診療の「院内トリアージ実施料」を適用しているが、患者の安全確保と従事者の感染防止の観点から、自

宅訪問時や処置の際に特に必要となる感染症対策について明確にするとともに、それを踏まえて往診料に加算するなど、適切な診療報酬の評価を行うこと。

- 3 自宅療養期間中における容体悪化が疑われる場合等の短時間の訪問看護や、毎日の電話やインターネットによるオンラインでの病状確認・療養指導等について、現場の実態を踏まえ、新たに訪問看護療養費の対象とするなど適切な評価をすること。

9 二拠点居住等の推進に係る環境の整備について

新型コロナウイルス感染症の拡大によりテレワークが一般化する中で、個人や企業の意識にも変化が生じており、旅行や働き方の新しいスタイルであるワーケーションへの注目が集まるとともに、都市部の個人や企業が新たに地方へ拠点を設ける動きが加速している。

こうした社会の変化は、都市部で仕事をして地方部で余暇を過ごすというこれまでの二地域居住のライフスタイルのみならず、都市部と地方部の双方に拠点をもち、どちらの拠点にも仕事・生活の拠点を置く新たなライフスタイル「二拠点居住」を可能とするものであり、ワーケーションをその段階的取り組みとして捉えつつ、強力に推進していくことが必要である。

二拠点居住の推進は、都市部と地方部のつながりを強め、新たな交流を生み出すなど、それぞれの地域活性化にも資するものであり、全国各地が感染症の脅威にも強くしなやかに対応し持続的に成長できる「新次元の分散型国土」の形成に資するものである。

こうした新たなライフスタイルは、人々のQOLを向上させる有力な手段であるが、医療や介護、教育、仕事など、幅広い分野において、現行のあらゆる制度が「定住」を前提に作られているという課題もある。

そうした中で、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和2年12月21日改訂）においては、新型コロナウイルス感染症を踏まえた今後の地方創生の取組の方向性を、「①感染症による意識・行動変容を踏まえた地方へのひと・しごとの流れの創出、②各地域の特色を踏まえた自主的・主体的な取組の促進」とし、また国の姿勢については、「各地域の自主的・主体的な取組を基本としつつ、地域のみでは対応しきれない面を支援」としている。

また、「国土の長期展望」中間とりまとめ（令和2年10月 国土

審議会計画推進部会国土の長期展望専門委員会)においては、「個人の多様な生き方や世帯の形態の多様化に対応した新たな社会システム・行政制度の構築・柔軟な運用について検討を深める必要がある」としており、令和3年3月には国土交通省により「全国二地域居住等促進協議会」が設立されるなど、二拠点居住等に関する取り組みが本格化しつつあるところである。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 ワークেশョンの普及・促進

- (1) ワークেশョンに関する政府の一元窓口を設置するとともに、普及に向けたロードマップなど方針を示すこと。
- (2) 企業がワークেশョンを導入するにあたっての労務管理のあり方を示したガイドラインを策定するとともに、企業への周知を図ること。

2 サテライトオフィス等をはじめとしたテレワーク環境の整備への支援

- (1) サテライトオフィスやコワーキングスペース、宿泊施設、観光施設などのテレワーク環境の整備に対する補助金や税制優遇などの財政支援を拡充すること。
- (2) テレワーク交付金について、施設整備に加え、オフィスの運営、ソフト事業の支援などの補助対象を拡大すること。

3 二拠点居住等に係る制度的課題への対応

公共サービスの負担の在り方など、二拠点居住等に係る制度的課題について、地方自治体とともに抽出・検討を行うこと。

10 防災・防疫対策等の推進について

本年2月に福島県沖を震源とする東日本大震災の余震とされる大規模地震が発生し、津波被害はなかったものの、地震の揺れにより住宅や交通施設等が被災した。

また、令和2年7月豪雨では、九州地方を中心に、西日本から中部、東北地方などの広範囲にわたって大規模な河川の氾濫や土砂災害など各地で甚大な被害が発生した。

近年、我が国は毎年のように様々な災害に見舞われており、地方公共団体においては、突然発生する大規模自然災害に備え、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、国と一丸となって国土強靱化に取り組み、防災・減災の徹底を図ることが求められている。

併せて、これまで国民は「防衛（侵略・テロから国民を守る）」と「防災（自然災害から国民を守る）」を国防と考えてきた。しかし、国の内外で猛威をふるうCOVID-19（新型コロナウイルス感染症）を前にして、疾病から国民を守る「防疫」もまた、国民の生命・健康・財産、そして仕事・雇用を守る上で、防衛・防災と並ぶ極めて重要な国防であると痛感している。

今や、「防衛」・「防災」・「防疫」は国防の三本柱である。

このため、住民の生命及び財産に係る被害を最小限にとどめるための地震対策や風水害対策等を推進するとともに、防疫対策の充実が必要である。

よって、次の事項について特段の措置を講じられたい。

I 地震・風水害対策等の推進について

1 地域の国土強靱化の取組への支援

国土の強靱化を中長期的な視点に立って、更に強力に進めていくため、地域の実情に応じた国土強靱化地域計画に盛り込まれた事業の着

実な推進が図られるよう、5か年加速化対策に基づく、財政上の支援措置の充実を図るとともに、必要な予算・財源を当初予算において安定的に確保すること。さらに、大規模自然災害発生時の首都機能維持のためのバックアップ体制の強化を進めること。

また、防災・減災機能を充実させながら、「沿岸・都市部」と「内陸・高台部」の資源を生かし、産業の創出・基盤整備を行い、安全・安心で魅力ある地域づくりを実現するための規制緩和や税制・財政等の支援措置を講じること。

2 地震・津波対策の充実・強化

(1) 地方公共団体が、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」に基づく事前避難等の防災対応を実施するに当たり、実効性を担保するための財政上の支援措置等を講じること。

南海トラフ地震臨時情報に対して、住民が正しい理解のもと適切な行動が取れるよう、国において丁寧な周知を継続して行うとともに、地方自治体を実施する啓発に対して支援を行うこと。

(2) 防潮堤・海岸防災林の整備や大規模建築物の耐震化などのハード対策、消防団等の地域防災力充実強化や災害対策用資機材の整備などのソフト対策、高台への移転など、事前に防災や減災に資する対策を地方公共団体が重点的に進めるための財政上の支援措置等を講じること。

(3) 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波災害警戒区域等の指定を促進し、同法の実効性を高めるため、施設の安全性確保対策や区域指定による人口流出及び風評被害等の防止対策へ財政上の支援措置等を講じるとともに、地域の実情に応じた対策が円滑に進むよう、関係省庁の連携を強化すること。

- (4) 消防防災ヘリコプターの安全対策を充実するため、2人操縦体制の構築・継続、安全管理体制の強化等に係る費用への財政支援を拡充すること。また、ヘリコプターの操縦士を安定的に確保・養成できるよう、防衛省をはじめ関係省庁と連携を強化し、自衛隊OBの採用や操縦技能の向上を支援する仕組みを早期に構築すること。
- (5) 若年世代をはじめとした防災人材を育成するため、地方公共団体が行う取組に対して、過去の災害の教訓を伝える教材等の提供や講師の確保等の支援を行うとともに、啓発活動支援の推進を図ること。
- (6) 平時のみならず、土砂災害、河川氾濫、津波などの災害時においても、医療機関の機能が確実に発揮されるよう、国として、当該施設を新たに設置又は移転する場合における立地基準や地域住民との合意形成の必要性等を盛り込んだ指針を示すこと。
- (7) 南海トラフ地震や首都直下地震等による大規模災害から速やかな復旧・復興を図るため、地籍調査の迅速かつ重点的な実施を促進するよう、国庫補助率の引上げ等、制度の拡充を図ること。
- (8) 公共事業等による用地測量の成果を活用することで、地籍調査未実施地域における地籍整備が図られるため、この取組が促進されるよう補助金の対象となる地域を拡大するなど、制度を拡充すること。

3 災害に強い電力供給体制の充実・強化

- (1) 災害に強い電力供給体制の構築に向け、電気事業者に対し適切な指導を行うとともに、支障木の予防伐採や復旧作業を迅速に進められるよう、国において地方公共団体や事業者等の関係者間の役割及び費用負担の在り方を示すなど、必要な支援等を行うこと。
また、地方公共団体の他、停電による影響が大きいライフライ

ン関係施設や病院・診療所、社会福祉施設、避難所等における非常用電源の確保に対する支援等の充実を図ること。

- (2) 災害時も停電のない、エネルギー自立型の住宅・ビル・街を実現するため、太陽光発電・蓄電池システムの価格低減を促す取組や外部への電源供給が可能な自動車への補助金の拡充などを推進すること。

4 災害時における物流体制及び事業継続体制の充実・強化

- (1) 発災直後から、支援物資を個々の避難所まで迅速かつ円滑に輸送することができるよう、物資の発注から集荷・輸送・到着までの物流に関する情報を、国、地方公共団体及び民間物流事業者等が共有し、連携して物流管理を行う仕組みの構築を国において引き続き進めること。
- (2) 重要物流道路及びその代替・補完路の追加指定にあたっては、地方の意見を十分に反映すること。また、災害時における被災地への支援物資輸送や、経済活動の継続性を確保するため、重要物流道路等の整備を含め、災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築や無電柱化を推進するための予算を十分に確保すること。
- (3) 自然災害や感染症などのリスクへの対応が、中小企業・小規模事業者においても非常に重要となっていることから、中小企業等に対する事業継続計画（BCP）策定へのインセンティブを拡充すること。

5 避難所運営体制の充実・強化

- (1) 自主防災組織が自助・共助の機能を発揮し、市町村と適切に役割分担を行い、また男女共同参画の視点に立って避難所運営ができるよう、住民の意識啓発や、自主防災組織の育成に係る財政上の支援措置を講じること。

- (2) 障害者、高齢者及び妊産婦・乳幼児等の要配慮者の避難行動や避難生活の支援並びに福祉避難所の指定拡大及び円滑な運営体制確保のため、大規模災害時における全国的な相互派遣調整システムなど福祉人材の派遣に関するスキームの構築をすること。

また、福祉避難所として多くの避難者を受け入れる社会福祉施設等では、新型コロナウイルス感染症の発生リスクを抑えるため、避難者の受け入れを行うにあたって、特に注意が必要な要配慮者等に対し、必要な場合に迅速にPCR等検査を実施できる体制の整備を進めるとともに、実施に要する経費については確実に財政措置を講じること。

- (3) 増加する外国人へ対応するため、ハザードマップや避難経路等の災害情報の多言語による発信や災害時の避難所における通訳の確保や食文化への配慮等について財政面も含めて地方公共団体が進める災害時の外国人支援の取組への支援策を講じること。

- (4) 避難所における感染防止対策を図るために有効な間仕切り、手指消毒液、マスク、非接触式体温計等の備蓄や調達及び避難者を受け入れる施設の整備・拡充に必要な財政措置を継続すること。

また、避難所における「3つの密」を避けるため、避難所の確保に向けてホテルや旅館、民間施設及び教育関係施設等の理解や協力が得られるよう、関係団体に働きかけるとともに、避難所として使用する際に必要となる費用に対し、必要な財政措置を継続すること。

- (5) 避難所や在宅の避難者の二次的な健康被害の発生を防止する上で、保健活動や福祉支援は必要不可欠であることから、災害救助法を含めた法的な支援として明確に位置づけること。

6 災害時における広域応援・受援体制の確立

- (1) 国における広域応援の実施に対応する専属組織の設置と被災地への応援の調整・指示の一元化を行うこと。
- (2) 都道府県と市町村が一体となって実施する広域応援・受援体制の確立に向けた支援を行うこと。
- (3) 被災した地方公共団体の支援を実施した地方公共団体に対して、その応援に要した経費の全額を国が負担する制度の創設を行うこと。

7 被災者生活再建支援の充実・強化

- (1) 被災者生活再建支援制度の支援金支給対象について、当該制度が適用される災害に際しては、被災区域全域を対象とすること。
また、損害割合 20%台の半壊を含め、半壊全てを支援対象とするよう、引き続き検討すること。
- (2) 住家被害認定調査及び罹災証明書の発行業務は、各種の被災者生活再建支援業務に不可欠であるため、これらの業務に要する経費を災害救助費の対象とすること。
- (3) 支援漏れや支援の重複を防ぐなど被災者支援を効率化するため、地方公共団体の区域を越えた広域避難等にも対応できる「被災者台帳システム」の導入及び運用のための技術支援及び財政支援を行うこと。

8 風水害対策の充実・強化

- (1) 近年の気候変動に伴い激甚化・頻発化する風水害・土砂災害リスクの増大に備えるため、「流域治水」の考え方にに基づき、地方公共団体が実施する河川、下水道、海岸、砂防、ため池及び治山などの施設整備・改築及び荒廃森林の整備などのハード対策や、氾濫推定図やハザードマップの策定などのソフト対策が進められるよう、必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。

また、洪水氾濫と土砂災害、山地災害による複合災害対策に関する研究の推進と技術的・財政的な支援の充実を行うこと。

- (2) ダム等の堆砂については、ダム管理者による対応が原則であるが、地形や気象などの要因により、ダム管理者による対応だけで解消することが困難であり、洪水等災害発生のある恐れがある場合、総合的な土砂管理の観点から、積極的に支援すること。

また、国が設置許可したダムについては、ダム管理者に対し、防災上の適切な指導を行うこと。

- (3) 警戒レベルを用いた避難情報の発令について、住民が正しく理解し、適正な住民の避難行動につながるよう、一層の周知啓発を図ること。
- (4) 公共施設等の災害復旧事業について、制度の拡充や財政措置、人的支援等の充実強化を図ること。
- (5) 国立公園で発生した自然災害については、早期に利用再開が図られるよう、管理者である国が主体的に関係者間の調整を図るとともに、応急対応や復旧事業の実施、公園利用者への周知等を実施すること。

また、国立公園の多くを占める国有林において、治山事業や流木除去の実施など、適切な管理を国において積極的に行うこと。

- (6) 河川整備を促進し、抜本的な治水対策を進めるとともに、洪水時の災害対応を迅速かつ的確に行うため、水系一貫管理の原則に基づき、国管理区間と県管理区間が混在する大河川のいわゆる中抜け区間等について、想定される被害の規模や地域の実情に応じ、国による一元管理とすること。

9 火山噴火対策の充実・強化

- (1) 火山噴火の予兆現象を的確に把握するため、常時観測火山における観測体制の充実・強化を図るとともに、常時観測火山以外の活

火山についても活動状況の変化を効果的に覚知できるような対策を講じること。また、国からの火山関連情報を迅速かつ効果的に住民や登山者等に情報伝達できる対策を講じること。

- (2) 火山研究人材の育成と確保を推進すること。
- (3) 避難計画の策定に当たっては、避難経路や避難場所の設定等に関する具体的な検討について技術的な助言を行うなど、計画完成までの継続的な支援を実施すること。
- (4) 噴火による広域かつ甚大な被害が想定される火山については、住民避難が円滑かつ迅速に実施できるよう、国が主体となって、ハザードマップや広域避難計画を作成すること。

また、大規模噴火に伴う降灰によって、健康被害や交通、電力などインフラへの甚大な影響が生じることが想定されるため、大量降灰の除去・処分方法や資機材・処分場所の確保等の対応策を早期に進めること。

- (5) 住民や登山者等の生命を守るため、地方公共団体や民間が行う通信環境及び避難施設・避難路の整備、ハザードマップの作成、避難訓練の実施など、実効性のある警戒避難体制の整備について、技術的・財政的な支援の充実を図ること。

また、国立公園のうち特別保護地区及び第一種特別地域においては、国が避難施設等の整備を積極的に推進すること。

- (6) 以上の火山噴火対策について、国や地方公共団体、公共機関等の役割分担を明確にしつつ、計画的に事前対策を実施できるよう、火山噴火対策に関する法制度の充実を図ること。

10 原子力発電所の安全確保及び防災対策の強化

- (1) 原子力発電施設に係る新規制基準については、徹底した福島第一原子力発電所事故の原因の究明を行い、最新の知見を、適切に規

制基準に反映するとともに、新規制基準への適合性に係る審査申請に対しては、科学的知見に基づいた厳正な審査を行うこと。

さらに、政府の要請により停止している浜岡原子力発電所については、政府が停止要請をした文書において実施するとしている事業者の対策についての厳正な評価、確認を行い、その結果を文書により提示すること。

- (2) 原子炉の廃止措置については、厳格な審査の下、安全確保に万全を期すとともに、使用済燃料やその再処理に伴い発生する高レベル放射性廃棄物、原子炉の解体に伴い発生する廃棄物の最終処分方法を早期に確立すること。
- (3) 原子力防災対策の基本となる原子力災害対策指針については、最新の知見を踏まえ、今後も継続的に改定するとともに、地方公共団体等の意見を適切に反映していくこと。なお、UPZ外において必要に応じ実施するとされている防護対策について、改めて検討を行うこと。

また、同指針において、最も基本的な防護措置としている屋内退避については、住民が安心して退避できるよう、その重要性や効果に関するデータを具体的に示すとともに、長期にわたる場合や大規模地震との複合災害時も含め、具体的な実施方針をあらかじめ示すこと。

- (4) 広域避難計画の策定や避難ルート等の検討、モニタリングの実施などには放射性物質の拡散を予測する情報が必要と考えられるため、「拡散計算も含めた情報提供の在り方」を検討する国の分科会の報告等があったが、引き続き関係地方公共団体の意見を十分聴いた上で、具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

また、民間事業者との協力体制の確立について、「民間事業者の協力」を検討する国の分科会の報告等を踏まえ、民間事業者等が

原子力災害に対応する際の被ばく線量限度の法制化など、引き続き具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

- (5) 広域避難計画に基づく他都県への避難を円滑に行うため、国が積極的かつ主体的に、避難先、避難経路、避難手段の確保や、避難退域時検査の体制整備、並びに避難に係る道路等のインフラの整備を行い、広域的な防災体制を整備すること。併せて、国が前面に立ち、事業者、防災関係機関、関係地方公共団体等と連携した実践的な訓練を行い、広域的な防災体制の検証を行うこと。
- (6) 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備に当たり、事前配布する住民の範囲については、地方公共団体の判断を尊重し、P A Zの内外にかかわらず必要な支援を行うこと。なお、配布体制の整備に当たっては、説明を行う医師の確保・育成や説明資料の作成等について、国の責任において十分な支援を行い、住民や地方公共団体の負担を軽減できる方法を早急に示すこと。
- (7) 地方公共団体が防災対策に要する経費については、原子力災害対策重点区域外での対策に要する経費や職員の人件費も含め、確実に財源措置を行うこと。なお、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金については、防災資機材の効率的な整備を行うため、都道府県から市町村に対する間接交付を認めるなど、運用の改善を図ること。
- (8) 上記(1)～(7)の措置等を講じるに当たっては、国民に対し、その過程も含めて徹底的に情報を開示するとともに、説明会やシンポジウムを開催し、国民の理解を得るよう、最大限の努力をすること。

II 防疫対策等の推進について

1 防疫に対する財政措置等

- (1) 我が国の防衛費は、GDPの1%を目安に財政措置が講じられているが、「防疫」に関する医学的な研究をはじめとする防疫費には必ずしも十分な資金が投入されているとは言えないことから、国民の生命・健康を守るため、防疫に対し十分な財政措置を講じること。
- (2) 他国から購入したワクチンの接種が開始され、新型コロナウイルス感染症の収束に向けた取組が進められているが、他国頼みの政策は、毎回輸入に頼らざるを得なくなり、安全保障上の観点から大きなリスクを負うことになる。

一方、我が国は、世界トップレベルのライフサイエンスに関する学問水準と研究・開発能力を有しており、研究開発資金の不足等の障壁を取り除くことにより、その能力が十分に発揮されることが期待できる。

今般の新型コロナウイルス感染症に限らず、今後の新興の感染症に備えるためにも、感染症から国民を守る治療薬及びワクチンの国産化が、国の安全保障上、不可欠である。

国は、これを国家的重要戦略と位置付け、その開発、生産、供給体制の確立に向けた大規模な基金創設などによる大胆な資金投入を行い、重点的に支援すること。

2 防疫体制の整備等

- (1) 予期せぬ感染症に的確に対応するためには、水際対策や感染拡大防止策を中心とした防疫業務が重要である。また、防疫体制の整備には、国の強力なリーダーシップが必要であることから、省庁横断的な対応を可能にすること。

併せて、感染拡大の前段階での迅速な対応を可能とするため、感染症対策に関する専門知識を持つ職員を増強し、国内外の感染症の発生動向を常時監視するとともに、リスクを評価すること。

加えて、都道府県の感染症対策を総合的に担う感染症専門機関の設置に向けて、全国的な制度の創設を図ること。

- (2) 感染症は、我々の生活を一変させてしまうほどの脅威であることから、国は、感染症に対する基本的な対応方針や理念等を明示する必要がある。

国は、先般改正された感染症法及び新型インフルエンザ対策特別措置法をはじめとする、あらゆる感染症に関する法律の拠りどころとなる、感染症対策に関する基本法の整備等を検討すること。

3 医療提供体制の充実・強化

- (1) 症状に応じた適切な感染症医療を広く提供するためには、医師、看護師をはじめ、すべての医療従事者が感染症医療に精通する必要がある、また感染状況によっては、従事者が不足する地域も想定されることから、国による人材育成や派遣体制の整備を図ること。

- (2) 感染症指定医療機関などにおける感染症者の受け入れ体制を強化するため、院内感染を防ぐための施設改修、医療機器の整備など、医療従事者が安心して働けるよう支援を継続して行うこと。

また、最前線で感染症治療にあたる医療従事者に対して差別や偏見、心ない誹謗中傷など、人権が脅かされる事例が発生していることから、国として広報や教育・啓発、相談窓口の充実・強化を図ること。

- (3) 公立病院に対する一般会計からの支援である繰出金について、国が定める基準に基づく繰出金は地方交付税措置の対象となるが、単なる赤字に基づく基準外の繰出金は財源措置されない。感染患者の受入は公立病院が中心となっているが、感染の長期化に伴う一般患者の受診控えに伴う経営の悪化は、感染症対策にも影響を与えるものである。こうした状況を踏まえ、公立病院への一般会

計からの繰出金については、新しい基準の創設や現在の基準の緩和により、地方交付税措置の拡充を図ること。

また、公立病院以外の新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れた医療機関においても、受診控えもあり経営が一層厳しくなっている。福祉医療機構による無利子・無担保貸付拡充や受入患者数に応じた医療機関等に対する財政支援など、医療機関の経営悪化へ歯止めをかけるよう継続的に対処すること。

4 防疫対策を踏まえた分散型国土の形成

今般の新型コロナウイルス感染症をきっかけとして、全国各地が感染症の脅威にも強くしなやかに対応し、持続的に成長できる「新次元の国土」を形成する必要性が認識されたところである。

そこで、自然と共生する新たなライフスタイルの構築や、地域の魅力や活力を高める環境整備を着実に進めるなど、都市と地方が共に輝く国土の形成に向けた大胆かつ速やかな取組を行うこと。

11 脱炭素社会の実現に向けた対策の推進について

近年、わが国では平成 30 年西日本豪雨、令和元年東日本台風、令和 2 年 7 月豪雨など、毎年のように自然災害に襲われ、甚大な被害を受けている。

また世界の各地でも記録的な高温や大雨、干ばつなどの異常気象が頻発しており、世界気象機関（WMO）は、これらの異常気象が長期的な地球温暖化の傾向と一致していると発表している。

こうした中、地方自治体では地球温暖化防止に向けて脱炭素化を目指す動きが加速し、「2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ」を表明する自治体（ゼロカーボンシティ）は、令和 3 年 4 月 16 日時点で 370 自治体、人口では約 1 億 1,011 万人まで増加している。

また、国は菅総理大臣が所信表明において「2050 年カーボンニュートラル（脱炭素社会の実現）」を宣言し、さらに、衆参両議院において「気候非常事態宣言」が決議されたことで、国全体が地球温暖化と向き合う姿勢が明確になった。

2050 年までに脱炭素社会を実現するためには、国が次期地球温暖化対策計画において 2030 年の温室効果ガス排出削減目標を大幅に引き上げることや、次期エネルギー基本計画において少なくとも「2030 年の再生可能エネルギー発電比率 40%超」といった導入目標を設定することに加え、国、地方そして国民が一体となって取組を推進することが不可欠である。

については、関係省庁による緊密な連携・協力のもと脱炭素社会の実現に向けた総合的な対策の検討と推進を図るとともに、次の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

1 総合交付金の創設

再生可能エネルギーの普及拡大など、地方の実情に応じて活用できる、自由度の高い総合的な交付金を創設すること。

2 再生可能エネルギーの利用拡大

再生可能エネルギーの利用を飛躍的に拡大させるため、系統接続の制約を解消するとともに、構造的に問題のある電力市場の制度設計を早急に見直すこと。

3 公共的な施設整備におけるゼロカーボン要件の必須化

国が実施する公共的な施設整備に対する補助事業については、カーボンニュートラルを確実に達成するため、ゼロカーボンに資する補助要件を必須化すること。

4 産業振興に資する研究開発への支援

カーボンニュートラルの実現に向け、地域の企業、産業支援機関、大学における革新的技術の創出を進めるため、地域の特性に応じた産業振興に資する研究開発の取組を支援する制度を創設、拡充すること。

12 道路網の整備促進等について

広域的な道路ネットワークを構成する高規格道路等の整備は、人流・物流の円滑化や活性化によって我が国の経済活動を支えるとともに、激甚化・頻発化・広域化する自然災害からの迅速な復旧・復興を図る上で大変重要なものである。また、都市圏などの環状道路やバイパス等の整備は、都市機能を回復し、生産性の向上による地域経済の好循環をもたらすストック効果が期待できるため、強力に整備促進を図ることが必要である。

東北及び関東地方に多大な被害を及ぼした東日本大震災では、高規格道路等は緊急輸送道路として、救援活動や援助物資の輸送等に大きな役割を果たし、その重要性が再認識された。

そのような中、令和2年度までの「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に引き続き、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえ、令和7年度までの5か年で高規格道路のミッシングリンク解消及び4車線化等の道路ネットワークの機能強化対策、道路施設の老朽化対策、道路の法面・盛土の土砂災害防止対策等に重点的・集中的に取り組むこととなった。激甚化する風水害、切迫する大規模地震等への対策、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策など国土強靱化に向けた取組みの着実な推進に向けて、5か年加速化対策に係る国の継続した財政措置が不可欠である。なお、5か年加速化対策の初年度は、令和2年度補正予算として措置されたが、中長期的な見通しのもと、強力かつ計画的に国土強靱化を推進するため、必要な予算・財源を当初予算において通常費とは別枠で安定的に確保することが必要である。また、近年、気候変動の影響により激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する巨大地震等の大規模自然災害から、関東地方の安全・安心を確保していくためにも、国と地方との役割分担を踏まえた上で、国が責任を負うべき道路の着実な整備とともに、高規格道路等のストッ

ク効果を高めるアクセス道路など、地方が行う必要な道路整備への安定的な財政措置を今後も講じられたい。

さらに、大雪などによる大規模自然災害時において高規格道路等は、地域の耐災害性を高め、代替輸送ルートともなることから、整備を促進し、道路ネットワーク機能を確保していく必要がある。

また、我が国の道路施設は高度成長期に集中的に建設された経緯から、急速に高齢化が進んでおり、老朽化対策の推進が急務となっている。

これらを踏まえ、以下の事項について特段の措置を講じられたい。

1 各道路の整備促進等

(1) 東北縦貫自動車道の機能強化及び宇都宮 I C 以北の 6 車線化整備計画の策定

東北縦貫自動車道は、首都圏と東北地方を結ぶ広域連携軸として極めて重要な幹線道路である。

については、交通渋滞を解消し、速達性・定時性を確保するため、上河内 S A 付近や矢板北 P A 付近、栃木 I C 付近などの渋滞が頻発している箇所について、付加車線の設置等、早期に対策の具体化を図ること。

また、宇都宮 I C 以北の 6 車線化整備計画の早期策定を図ること。

(2) 東京外かく環状道路の整備促進

東京外かく環状道路は、都心から約 15 キロメートル圏を環状に結ぶ総延長約 85 キロメートルの道路であり、都心に集中する放射状の高速道路や一般国道等と連結し、首都圏の自動車交通の円滑な分散導入を図る重要な役割を担うものであり、また、切迫する首都直下地震などにおいて、日本の東西交通の分断を防ぎ、災害時に対応したリダンダンシーが確保されるよう首都機能を堅持す

るほか、救援、復旧活動に大きな役割を果たすなど、国民の生命や財産を守る重要な機能を有することから、一刻も早く完成させる必要がある。

京葉道路との接続部である京葉 J C T については、京葉道路千葉方向と外環道高谷 J C T 方向とを連絡するランプの整備を進め、早期にフルジャンクション化を図ること。

関越自動車道（練馬区）から東名高速道路（世田谷区）間の約 16 キロメートルについては、安全を最優先に整備を進め、早期に開通すること。特に、昨年 10 月に調布市で発生した陥没・空洞事象の再発防止対策を確実に実施するとともに、住民の不安払拭に向け、緩んだ地盤の補修の実施、補償を含めた丁寧な説明やきめ細やかな対応を確実に行うこと。

東名高速道路から湾岸道路間については、東京外かく環状道路の最後の区間であるが、ルート等は未定の状況である。現在、東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会において、川崎縦貫道路の計画も視野に入れながら、検討が進められているが、環状道路としての機能を十分発揮させるため、全区間の計画を早期に具体化すること。

（３） 首都圏中央連絡自動車道の整備促進

首都圏中央連絡自動車道は、都心からおよそ半径 40～60 キロメートルの位置に延長約 300 キロメートルの高規格幹線道路として計画され、首都圏の中核都市間の連携を強化し、交流を促進することによる観光振興や、広域的な移動性の大幅な向上による物流の効率化など、地域発展の基盤として重要な役割を果たすものである。

今後、切迫性が高まっている首都直下地震の発生など、首都圏における災害時には、緊急輸送道路として災害救助活動や緊急物

資の輸送等に極めて大きな役割を果たすことから、環状道路を早期に開通させるとともに、暫定2車線区間の早期4車線化を図ることが不可欠である。

については、環状道路としての機能を最大限発揮させるため、供用済みの首都圏中央連絡自動車道の西側区間と東京湾岸部をつなぐ高速横浜環状南線及び横浜湘南道路の早期整備を図ること。

大栄JCTから松尾横芝IC間については、成田国際空港と羽田空港を結ぶ新たなルートを形成する極めて重要な道路であるため、令和6年度の供用に向け、確実に事業を進めること。

さらに、久喜白岡JCTから木更津東IC間の暫定2車線区間については、対面交通の安全性や走行性、大規模自然災害時等の対応に課題があり、安全で円滑な交通の確保や生産性の向上を図るためにも、4車線化が必須である。

令和6年度までの全線4車線化の供用見込みが示された久喜白岡JCTから大栄JCT間について、一日も早く4車線化するとともに、残る区間についても早期4車線化を図ること。また、圏央道の利便性の向上や地域の活性化に大きく寄与するかずさIC(仮)の早期整備を図ること。

(4) 新東名高速道路の早期全線開通及び6車線化の早期実現

新東名高速道路は、我が国の社会経済活動の根幹を担う新たな大動脈としての機能を有するとともに、地震等の大規模自然災害時には緊急輸送道路及び東名高速道路の代替路としての役割を果たす極めて重要な道路である。

新御殿場ICから西側の区間は、令和3年4月までに全て供用され、東名高速道路とダブルネットワークを形成することにより、渋滞の緩和や経済活動の活性化などのストック効果が発揮されている。こうした効果を更に広め、高めていくためには、残る区間

の整備促進が不可欠である。

令和2年3月までに、海老名南JCTから伊勢原大山IC間が開通しているが、引き続き、残る伊勢原大山ICから新御殿場IC間の一日も早い開通を図ること。さらに、暫定4車線で整備が進められている区間について、一層の物流の効率化を進めるため、供用後は全線6車線化の早期実現を図ること。

また、大都市圏をつなぐダブルネットワークの安定性・効率性を更に向上させるためにも、ルートが未確定である海老名南JCT以東の区間について、早期に計画の具体化を図ること。

(5) 中部横断自動車道の整備促進

中部横断自動車道は、日本列島の中央部において太平洋側と日本海側とを直結するとともに、北関東3県及び甲信静3県を結ぶ「関東大環状ネットワーク」を支える高速道路網の一部を形成し、これらの地域の産業・文化・学術等の発展に大きく寄与する重要な道路である。

については、令和3年夏頃に供用が予定されている静岡・山梨間の一日も早い全線開通を達成すること。また、全線開通に向け、唯一の未事業化区間である長坂JCT（仮）から八千穂高原IC間の早期事業化を図ること。

さらに、高速道路における安全・安心基本計画において暫定2車線区間の4車線化優先整備区間に選定された双葉JCTから白根ICの早期整備を図ること。

(6) 三遠南信自動車道の整備促進

三遠南信自動車道は、東三河（愛知県）、遠州（静岡県）、南信州（長野県）の各地域を相互に結ぶことにより、この地域が取り組む航空宇宙産業の振興など、新しい地域構造の構築に寄与する

重要な道路である。

については、飯喬道路、青崩峠道路、水窪佐久間道路及び三遠道路の整備を推進し、早期完成を図ること。

さらに、同自動車道と一体として機能する一般道路の整備を早期に推進するため、必要な財政措置を講じること。

(7) 伊豆縦貫自動車道等の整備促進

伊豆縦貫自動車道は、東名高速道路及び新東名高速道路と直結し、伊豆地域に高速交通サービスを提供することにより、渋滞緩和や地域の活性化をはじめ、東海地震や南海トラフ巨大地震等の大規模災害時における緊急輸送道路の役割を担うなど、防災、住民の安全・安心に不可欠な道路である。

については、河津下田道路の整備を推進し、早期完成を図るとともに、月ヶ瀬 I C から河津 I C (仮) 間 (天城峠を越える区間) の早期事業化を図ること。さらに、伊豆縦貫自動車道と一体的な道路ネットワークを構成する東駿河湾環状道路の沼津岡宮 I C から愛鷹 I C (仮) 間について、事業を推進するとともに、早期全線開通に向け、愛鷹 I C (仮) 以西の区間についても、新規事業化を図ること。

(8) 核都市広域幹線道路の計画の促進

核都市広域幹線道路は、首都圏の業務核都市の育成整備を図り、業務核都市相互を連絡する重要な広域幹線道路であるので、早期事業化に向けて、調査・計画を促進し具体化を図ること。

(9) 中央自動車道の機能強化の促進

中央自動車道は、我が国の三大都市圏を結ぶ大動脈として機能しており、上野原 I C から大月 J C T 間については、6車線化が

完了している。

しかし、高井戸 I C から上野原 I C 間においては、慢性的な渋滞が発生しており、首都圏渋滞ボトルネック対策協議会においては、小仏トンネル付近や調布付近などが「主要渋滞箇所」に特定されている。これまで、中央道渋滞ボトルネック検討ワーキンググループにおいて、車線運用の見直しや付加車線の設置による交通容量拡大など、対策の具体的な案が示され、事業化されたところである。

そのため、上り線の小仏トンネル付近及び下り線の相模湖付近について、付加車線設置による渋滞対策が行われているところであるが、これらの渋滞対策事業を早期に完成させるとともに、更なる渋滞解消のための検討を進めること。

また、調布付近についても、調布 I C から三鷹バス停手前までの付加車線の設置に続き、三鷹バス停付近（上り線）の渋滞対策を速やかに実施すること。

(10) 東関東自動車道の整備促進

東関東自動車道水戸線は、鹿島港や茨城港、さらには成田国際空港や、茨城空港などの交流拠点を結び、陸・海・空の広域交通ネットワークを形成することはもとより、首都圏域での災害時におけるリダンダンシーの確保と、第三次救急施設への短時間搬送可能区域の大幅拡大などに欠かすことのできない重要な幹線道路である。

については、平成 30 年 2 月に開通した鉾田 I C から茨城空港北 I C 間に引き続き、国・東日本高速道路株式会社において事業が進められている潮来 I C から鉾田 I C 間についても、十分な予算を確保するとともに、用地を早急に取得し、1 日も早い全線開通を図ること。

また、東関東自動車道館山線は、東京湾アクアラインや首都圏中央連絡自動車道などと一体となって、南房総地域と首都圏各地域との観光、産業や文化などのさまざまな交流・連携を強化し、地域の活性化に大きく寄与するとともに、災害時における緊急輸送道路としても欠くことのできない重要な道路である。

については、令和2年3月に4車線化が完成した富津中央ICから富津竹岡IC間に引き続き、接続する富津館山道路についても早期に4車線化の整備を図ること。

また、東関東自動車道と接続する京葉道路は、千葉県と東京都心をつなぐ重要な幹線道路であり、その渋滞対策として、貝塚トンネル付近の車線追加による抜本的な対策について、調査・設計を進め、工事に着手すること。

(11) 中部縦貫自動車道の整備促進

中部縦貫自動車道は、長野県松本市から岐阜県の飛騨地域を経由して福井県福井市に至る道路であり、関東、中部、北陸地方の広域的、一体的な発展に大きく寄与する重要な道路である。また、沿線には世界文化遺産「白川郷合掌造り集落」や特別名勝特別天然記念物「上高地」、国宝「松本城天守」などが散在し、これらをつなぐ広域観光ルートの形成に期待が大きい。については、「整備計画区間」である松本波田道路の整備を促進し、早期開通を図ること。

また、「基本計画区間」である松本市波田から松本市中ノ湯間については、早期事業化に向けて、調査・計画を促進し具体化を図ること。

(12) 新大宮上尾道路の整備促進

新大宮上尾道路は、関越自動車道と東北自動車道の中間に位置

し、首都高速道路と首都圏中央連絡自動車道を結ぶ、首都圏高速道路ネットワークにおいて欠かすことのできない路線であるとともに、慢性的に渋滞が発生している国道 17 号の混雑緩和に寄与する重要な道路である。

また、災害時において、広域防災拠点に位置付けられているさいたま新都心の機能を最大限発揮させるためにも、本路線の早期整備が必要である。

については、現在事業中の与野 JCT から上尾南出入口間の整備を推進するとともに、未事業化区間である上尾南出入口から桶川北本 IC 間についても早期事業化を図ること。

(13) 北千葉道路の整備促進

北千葉道路は、首都圏北部と千葉ニュータウン、成田国際空港を結び、国際競争力の強化、周辺道路の渋滞緩和による物流等の効率化、災害時における都心との緊急輸送の確保等に寄与する重要な道路である。

については、令和 3 年度に国により事業化された市川市堀之内から大町間の早期整備を図るとともに、市川市大町から船橋市小室間の早期事業化を図ること。また、国、県、高速道路株式会社等で構成される「千葉県道路協議会」において、専用部は、直轄事業と有料事業の合併施行の計画とすることが確認されていることから、有料道路事業を活用すること。

成田市内の事業中区間のうち、国で事業を進めている区間については、引き続き 4 車線での整備を図ること。また、県で事業を進めている区間については、早期開通に向け一層の財政支援を行うこと。

さらに、東京外かく環状道路と成田国際空港を最短で結ぶ国道 464 号北千葉道路全線の直轄編入を図ること。

(14) 栃木西部・会津南道路の整備促進

栃木西部・会津南道路は、福島・栃木を結ぶ広域幹線道路であり、関東と東北の広域的な連携の促進はもとより、沿線地域の経済発展、観光振興を支える重要な道路である。

また、東日本大震災の際には、東北自動車道や国道4号の代替機能を果たしており、緊急時における代替路の確保の観点からも、早急な整備が必要である。

については、異常気象時通行規制区間を解消し、交通の利便性・安全性を確保するため、国道121号日光川治防災の整備を推進するとともに、日光川治防災以外の優先整備区間についても早期整備に向けた支援を図ること。

将来的には、福島・栃木を結ぶ広域幹線道路であり東北自動車道や国道4号の代替機能を果たす重要な道路であることから、直轄指定区間への編入を図ること。

(15) 国道17号上武道路の全線4車線化の促進

国道17号は、東京都と新潟県を結び、広域的な都市間連絡道路として、関越自動車道の機能を補完し、地域間の流通促進、沿線地域の経済活動の発展に欠かせない重要な幹線道路である。

このうち上武道路は、埼玉県熊谷市から群馬県渋川市を結ぶ地域高規格道路「熊谷渋川連絡道路」の一部をなしており、平成28年度に全線が開通したところである。

全線開通に伴い、交通量は3割増加し、企業立地、物流、観光等が活性化する一方で、新上武大橋を含む約19キロメートルの暫定2車線区間では、朝・夕のピーク時を中心に旅行速度が大きく落ち込み、渋滞による物流等の停滞を招いている。

については、広域的な都市間連絡道路である上武道路の整備効果

を十分に発揮させるため、引き続き全線4車線化の整備を促進し機能強化を図ること。

(16) 横浜新道等の機能強化の促進

横浜新道、第三京浜、国道1号は、首都圏における重要な幹線道路であるが、本線や周辺道路で渋滞が発生し、その機能が十分に発揮されていないことから、沿線地域の社会経済活動に大きな影響を与えており、渋滞対策を早期に実施していく必要がある。

平成28年の神奈川県渋滞ボトルネック検討ワーキンググループでは、付加車線や出入口の設置など、対策の方向性が示され、一部の工事や設計等の取組みが進められている。

引き続き、円滑な交通の確保に向けた対策を早期に講じること。

(17) 厚木秦野道路（国道246号バイパス）の事業促進

厚木秦野道路（国道246号バイパス）は、慢性的な混雑状況となっている国道246号の交通混雑の渋滞緩和を図るとともに、東名高速道路や首都圏中央連絡自動車道、新東名高速道路と一体となって交通ネットワークを強化し、地域の活性化に寄与する重要な道路である。現在一部区間で用地取得や工事が実施されているが、交通利便性の向上のため、有料道路事業の積極的な活用等により、事業中区間の早期整備及び未事業化区間の早期事業化を図ること。

(18) 東埼玉道路の整備促進

東埼玉道路は、埼玉県八潮市（外環道）を起点に埼玉県春日部市（国道16号）に至り、東北自動車道や常磐自動車道を補完するとともに、国道4号の交通混雑の緩和や沿線の開発事業を支援する自動車専用部と一般部が併設する道路である。

については、現在事業中の八潮から松伏までの自動車専用部及び吉川市から春日部市までの一般部の整備を推進するとともに、自動車専用部の未事業化区間（松伏～国道16号）の早期事業化、更に圏央道までの計画を早期に具体化すること。

(19) 新たな湾岸道路の計画促進

東京都と千葉県を結ぶ湾岸地域では、広範囲にわたり慢性的な交通渋滞が発生しており、この解消に取り組むことが重要である。

特に、千葉県湾岸地域においては、市街地周辺において依然として慢性的な交通渋滞が発生しており、また今後も港湾機能の強化などに伴う交通需要の増大が見込まれている。

こうした状況を踏まえ、湾岸地域のポテンシャルを十分発揮させ、我が国の国際競争力の強化や首都圏の生産性向上、湾岸地域の更なる活性化のため、必要な規格の高い道路として、多車線の自動車専用道路の計画の具体化が必要である。

については、早期に整備効果を発揮できるように、外環道高谷ジャンクション周辺から蘇我インターチェンジ周辺ならびに市原インターチェンジ周辺までの湾岸部において、多車線の自動車専用道路として、速やかに計画段階評価に着手し、早期に計画の具体化を図ること。

加えて、東京湾岸地域では都県間を往来する広域的な交通が集中していることから、首都圏三環状道路の概成を見据え、第二東京湾岸道路など広域的な交流・連携を促す路線について都内を含めて検討を進め、計画を具体化すること。

(20) 千葉北西連絡道路の計画促進

千葉県北西地域唯一の幹線道路である国道16号では、沿線に多くの工業団地や大型物流施設、商業施設が立地し、大型車混入率

も高く広範囲にわたり渋滞が発生している。

こうした状況を踏まえ、千葉県北西地域の交通の円滑化を図るとともに、地域のポテンシャルを発揮させるため、千葉北西連絡道路の計画の早期具体化を図ること。また、検討を進めるにあたっては、速達性・定時制が確保できるよう、自動車専用道路など、アクセスコントロールされた道路として検討を行うこと。

(21) 首都高速道路の大規模更新の機会を捉えた機能強化

首都高速都心環状線の大規模更新の機会を捉え、高速道路網の充実や機能強化を図るため、日本橋周辺の首都高速道路の地下化に伴い必要となる新たな都心環状ルートの形成や晴海線延伸部の早期事業化を図ること。

2 高速道路網の有効活用

(1) スマートインターチェンジの整備促進

スマートインターチェンジは、既存のインターチェンジを補完し、高速道路の利用促進や一般道路の渋滞緩和に寄与するとともに、地域振興や観光地等の活性化に資する極めて有効なインターチェンジである。

については、事業化されたスマートインターチェンジの整備促進及び準備段階調査箇所の早期事業化を図るとともに、計画中のスマートインターチェンジについても、設置要件の柔軟な運用及び準備段階調査の箇所選定要件の明確化と速やかな箇所選定が図られるよう地方公共団体が進める取組を強力的に支援すること。また、地方公共団体が整備するアクセス道路への十分な財政支援を図ること。

(2) ETCの更なる普及促進

全国の高速道路のE T C利用率は9割を超えており、高速道路が完全E T C化されると、将来的な本線料金所の撤廃や料金收受などに要するコストの削減、混雑状況に応じた料金施策の導入につながることを期待される。

令和2年12月に策定されたE T C専用化等に向けたロードマップでは、都市部は5年、地方部は10年程度でE T C専用化を概成させることが示された。早期のE T C専用化の実現に向け、E T Cの普及促進やクレジットカード非保有者等への対策及び誤進入等による非E T C車対策等を積極的に進めるとともに、ロードマップに基づきE T C専用化を計画的に推進すること。

(3) 利用しやすく社会経済活動の効率を高める高速道路料金体系の実現

首都圏三環状道路が整備されることにより、首都圏の高速道路がネットワークとしての機能を発揮し、道路利用者の利便性向上や経済活動の効率化・活性化など、多方面での効果が期待できる。

さらに、都心部の渋滞緩和及び排出ガス総量の抑制、大型車の利用促進などの環状道路の効果を発揮させ、首都圏全体が目指すべき将来像の実現につなげていく必要がある。

平成28年4月から導入された新たな料金体系では、対距離制を基本とした料金体系の整理・統一及び起終点を基本とした継ぎ目のない料金の実現が図られた。

また、令和3年3月には、首都高速における料金体系の整理・統一を更に進めるとともに、外環千葉区間への迂回を促進する料金改定案が示されるなど、「首都圏料金の賢い3原則」に沿って、一体的で利用しやすい料金体系の実現に向けた取組が進められている。

今後は、新たな料金体系が交通等に与える影響を検証した上で、

起終点の最短距離を基本に料金を決定するシンプルな料金体系の確立や物流の効率化等の観点も含め、引き続き改善を継続するとともに、物流事業者など利用者の負担増に配慮すること。

また、ビッグデータ等を活用し、混雑状況に応じた料金施策や適切な案内方法を導入するなど、利用者へのサービス向上を図ること。

(4) サービスエリア等の新設・拡充及び防災機能強化の促進

首都圏三環状道路の整備進展に伴い、圏央道沿線には多くの物流拠点や工場等の立地が進んでおり、大型車両の増加など首都圏の高速道路網の利用形態は大きく変化している。

については、ドライバーの負担軽減のため、新たな休憩施設の設置を検討するとともに、既存のサービスエリア及びパーキングエリアに大型車用駐車スペースを確保するなど、快適な休憩スペースを提供するよう施設を拡充すること。

また、高速道路のサービスエリア等は、東日本大震災の際に、自衛隊や消防の中継基地、避難住民の輸送基地として活用されるなど、貴重な防災拠点として機能した。

平成 26 年 3 月、常磐自動車道の守谷サービスエリア（上り線）が、ヘリポートなど防災拠点機能を備えた商業施設として改修された。

首都直下地震などの大規模災害に備えて、国においても、ヘリコプターの活用等も念頭に、サービスエリア等における防災機能強化の促進に向け、取り組むこと。

(5) 高速道路での逆走事故対策の推進

高速道路での逆走の発生に対しては、国や高速道路会社等において対策を進めているところであるが、高齢化の進展や、認知症

問題の顕在化といった社会状況を踏まえ、今後も、逆走事故の撲滅を目指し、取り組みを推進すること。

3 高速道路等の老朽化対策

開通から50年以上が経過した首都高速道路をはじめとする高速道路は、老朽化が進んでいる。

老朽化対策は高速道路ネットワーク機能を維持していく上での根幹にかかわるものであり、関係自治体の意見を尊重した上で、国が責任をもって取り組むこと。また、地方管理道路についても、トンネルや橋梁等、不具合が生じれば重大な事故に直結する施設から、舗装といった日常生活に密接に関連するものまで、老朽化に備え必要な修繕を行えるよう、財政的、技術的な支援について一層の強化を図ること。

4 重要物流道路に係る地方公共団体への支援等

重要物流道路及びその代替・補完路は、供用中の道路についての指定が行われたが、地方の意見を反映し国が策定する、新広域道路交通計画に位置付けた路線を、早期に重要物流道路に追加指定するとともに、これらに該当する地方管理道路において、機能強化及び整備推進のため、補助制度の拡充等による財政支援を行うこと。

5 持続可能な高速道路システムの構築

有料の高速道路における高いサービス水準を将来にわたって持続的に提供するため、維持管理・更新・機能強化等の財源を確保するための措置を、幅広く検討すること。